

小牧市図書館業務委託プロポーザル実施要綱

〔令和7年5月26日
7小教図第352号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市における図書館業務を委託するに当たり、最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 対象とする業務は、小牧市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和44年小牧市条例第37号）第2条に規定する小牧市中央図書館及び小牧市えほん図書館並びに小牧市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和47年小牧市条例第11号）第3条に規定する小牧市東部市民センター、小牧市北里市民センター及び小牧市味岡市民センターの図書室における図書館業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格)

第3条 プロポーザルに参加することができる者は、単体企業で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 参加表明書を提出する日において、小牧市の入札参加資格者名簿に記載されている者
- (3) 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成11年3月4日11小総第47号）に基づく指名停止の措置又は小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置若しくはこれに準ずる措置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされ

なかつた者とみなす。

(公募の公告)

第4条 市長は、プロポーザルに参加しようとする者に必要な参加資格、条件、業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームページ等において公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び別に定める提出書類（以下「提出書類」という。）を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(審査)

第6条 市長は、参加表明書を提出した者（以下「提出者」という。）に対し、別に定める評価基準に基づき、別に定める小牧市図書館業務委託プロポーザル審査委員会に提出書類の内容の聴取等を行わせ、業務について最適な者（以下「最優秀者」という。）及び次点者1者を選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、最優秀者及び次点者1者を特定するものとする。

3 市長は、前項の規定により最優秀者及び次点者として特定した提出者に対してはその旨を様式第1により通知し、特定しなかつた提出者に対しては特定しなかつた旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ、異議申立て等は一切できないものとする。

4 市長は、第2項の規定により最優秀者及び次点者1者を特定したときは、その内容を市ホームページ等で公表するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

2 この要綱は、第6条第4項の規定による公表をもって、その効力を失う。

様式第1（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長

小牧市図書館業務委託プロポーザルの審査結果について
(通知)

のことについて、審査を実施した結果、貴社を下記のとおり当業務

の 最優秀者 として特定しましたので通知します。
次点者

記

- 1 貴案に対する講評
- 2 その他
- 3 問合せ先

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日
様

小牧市長

小牧市図書館業務委託プロポーザルの審査結果について
(通知)

のことについて、審査を実施した結果、貴社については下記のとおり当業務の最優秀者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに対し、心から感謝申し上げます。

記

特定しなかった理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。